

## JAB RL230:2014 (案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	岸本勇夫	1		E	旧版からの変更で「を認定」という用語を外してしまっただが故に、「試験所の技術的能力にかかわる審査行為の一部として評価する目的で適用する技能試験に関する本協会の方針及び手順を規定する。」という文章において、「評価する」の対象がなくなってしまう、不完全な文章になっている。	いろいろな文章が考えられると思いますが、単に「試験所の技術的能力の審査の中で使用する技能試験に関する本協会の方針及び手順を規定する。」を一例として提案いたします。	○ ご指摘の通り、「評価する」の対象が明確には読み取れない文章になっています。 文章の明確化を考慮して、提案を採用し、次のように訂正します。  「 <u>試験所の技術的能力にかかわる審査行為の一部として評価する目的で適用する技能試験に関する本協会の方針及び手順を規定する。</u> 」 ⇒ 「 <u>試験所の技術的能力の審査の中で使用する技能試験に関する本協会の方針及び手順を規定する。</u> 」
2	岸本勇夫	1 中の 注1		E	注1において、異なる2種類のことを述べているため、読みづらくなっている。すなわち、「技能試験技術部が行う技能試験の受験者に関する制限」と「認定において利用する技能試験（プロバイダー）の範囲」である。	左記の前者の記述は、今回の文書で定めるものではなく、技能試験技術部側で定めればよいのであって、記載する必要はないと思う。また、もし、書くとするれば、注を2つに分離することが望ましい。	△ ご指摘の通りの内容になっておりますが、本協会技能試験技術部の技能試験に関する情報は試験所にとっても有益と考え、削除せずに、注1の後半に記述します。  「注1 <u>本協会技能試験技術部が行う技能試験は認定を受けていない試験所も受験すること</u>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							<p>ができる。本文書は、認定試験所及び認定を申請している試験所に対して、本協会技能試験技術部が実施する技能試験のみでなく外部機関が行う技能試験なども含めてそれらを試験所認定にどう適用するかの方針及び手順を述べたものである。」</p> <p>⇒</p> <p>「注 1 本文書は、認定試験所及び認定を申請している試験所に対して、本協会技能試験技術部が実施する技能試験のみでなく外部機関が行う技能試験なども含めてそれらを試験所認定にどう適用するかの方針及び手順を述べたものである。」</p> <p>なお、本協会技能試験技術部が行う技能試験は認定を受けていない試験所も受験することができる。」</p>
3	岸本勇夫	1 中の注 2 及び注 3		T	<p>ここでは、ISO/IEC 17025 の 5.9 項に係ることが述べられていると思うが、5.9.2 項で書かれている「規定された処置」(planned action)を、「是正処置」(4.11 の corrective action)と呼ぶことは正しいのでしょうか？</p> <p>行為としては、技術的に適切ではない部分を改善するという意味で、方向は同じです</p>	<p>本文書の全ての「是正処置」を、単に「処置」に変更するとともに、注3を削除。(単に「処置」で、物足りなければ「解決するための処置」等にするのが良いと思います。)</p>	<p>△</p> <p>JAB RL230 で用いている「是正処置」は、ISO/IEC 17011 7.15.3 及び ISO/IEC 17043 附属書 C (C.4.2, C.5.1)に書かれている「是正処置 (corrective actions)」を指しています。</p> <p>注 3 の趣旨は、JAB RL230 の「是正処置」は試験所が技能試験結果に基づき実施する「是正処置 (corrective actions)」を指していることを記述することでした。</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>が、「是正処置」と呼んでしまうと、4.11 項の要求事項が適用されることとなります。それで良いのでしょうか？</p> <p>次の注 3 において、認定審査における「是正処置」とは異なると書いていますが、それ以外の「是正処置」とも異なると思います。</p>		<p>注 3 の趣旨を明確にするために、次のように訂正します。</p> <p>「注 3 ここでいう「是正処置」は技能試験に関する範囲におけるもので、JAB RL200 で述べられる認定審査における「是正処置」とは異なる。」</p> <p>⇒</p> <p>「注 3 本文書の「是正処置」とは、試験所が<u>技能試験結果に基づいて実施した処置である。</u>」</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
4	岸本勇夫	5 及び 全般		T	「技能試験」が不可能な場合、すぐに「結果の品質の保証」に書かれた手段になっているが、正しくは、「技能試験」の次に、「試験所間比較」が可能かどうかというのが来るべきではないか。5.1 の表とも矛盾が生じると思う。ISO/IEC 17011:2005 の 7.15 においては、技能試験と並び「その他の比較」が書かれている。まずは、17011 に則して審査すべきと考える。	文書全体で、「技能試験」と「試験所間比較」の用語の使い方を見直していただき、その上で、左記を反映させるような記述に変更すべきと考える。	○ (1)ご指摘の通りの手順を想定していましたが、5章では、「技能試験」の次に、「試験所間比較」が可能かどうかを判断するような記述になっておらず、次のように下線部を追加して訂正します。 <u>訂正案</u> ： 「本協会は、そのような技能試験が存在しない場合は、5.3 に従って新しい技能試験の可能性を検討する。 技能試験が不可能な場合は、 <u>試験所間比較の可能性を検討する。</u> <u>試験所間比較も不可能な場合は、認定審査の際、対応規格における結果の品質の保証への要求事項によって試験所の技術的能力を評価する。」</u>  (2)以前、JIS Q 0043 が「試験所間比較による技能試験」という表題であったことから、本文中では「試験所間比較技能試験」という用語を用いていた。JIS Q 0043 が廃止になったので、用語の明確化の面から、本文書から「試験所間比較技能試験」という用語を削除する。  (3)5.1 項の表において、「技能試験種類」を「技能試験の方式」に変更する。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

AF73-REV.2に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	JAB システ ム審査員 窪田 憲司	5.1	下 か ら 5 行目	Q	「 <u>共同実験方式の技能試験</u> 」とはどのような方法の技能試験なのでしょうか。説明を付けるか、定義を付けて欲しい。	説明の追記。	△ JIS Q 17043 附属書 A の技能試験スキームの種類に用語を合わせて、「同時参加スキーム」に変更する。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

## JAB RL230:2014 (案) に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	佐々波浩一	5.4.1 3)		T	原案では、技能試験計画の提出をサーベイを含めた全ての審査前に義務付けています。しかし、技能試験計画は、初回認定前に参加した技能試験に今後も定期的に参加するという内容のもので、わざわざ審査の度に書面にして提出させるほどのものではないと思います。ILAC P9もそこまでは要求していません。技能試験計画は現地で確認するということが十分だと思います。	5.4.1 3)を以下のとおりとする。  5.4.1 3) 試験所は技能試験の参加計画を持つこと。	× 上位文書の JAB RL200 において技能試験計画書の提出を求めていることに整合させた改定ですので、今回は提案のとおりにいたします。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。